

酒田市長交際費支出情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第13条の規定に基づき市政に関する透明性の確保のため、市長の交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 公表する内容は、市長の交際費の支出に関する次に掲げる事項とする。ただし、交際の相手方、行事内容等の情報にあっては、病気等の見舞いに係る支出であって相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合その他情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する場合は、これを公表しないことができる。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出金額
- (3) 交際の相手方（団体名、職名、氏名）、行事内容等

(公表方法)

第3条 公表は、1か月分の支出状況を取りまとめて、支出した月の翌月に別記様式を市のホームページに掲載する方法により行う。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、市長交際費支出情報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

別記様式（第3条関係）

交際費執行状況（ 年 月分）

	支出月日	支出件名	支出金額（円）
		計	
		年度累計	